

建築設備 提出要領

提出部数 2部（正1部・副1部）

- 記載方法（No. 5-2、No. 5-3）については、報告時に添付の必要はありません。
- 報告書は、左側ホチキス2か所止めにしてください。
（ファイル・紐綴じ等での提出は、ご遠慮ください。）
- 定期検査報告概要書（設概No. 1～No. 4）は、1部のみ提出。
（報告書の中に綴じ込まないようにしてください。）

〔対象設備〕

- 換気設備：政令第112条第16項の規定による感知器連動ダンパー等
※【姫路市・明石市：煙感知器連動ダンパーを設けたものに限る。】
【西宮市：S48. 12. 31以前防火ダンパーを設けたもの、S49. 1. 1以降は煙感知器連動防火ダンパーを設けたものに限る。】
【宝塚市：政令第113条第2項、政令第114条第5項又は政令第128条の3第5項を含む。】

- 排煙設備：機械排煙に限る

- 非常用の照明装置：蓄電池内蔵型は除く

※ 兵庫県内は、給水設備及び排水設備は検査対象外です。

◎ 検査項目の判定及び記入に当たっては、

- ・国土交通省告示第285号（平成20年3月10日）

- ・「建築設備定期検査業務基準書（2016年版）」

（（一財）日本建築設備・昇降機センター【TEL:03-3591-2427】発行）を参照してください。

★ 添付図面 ★

【付近見取図・配置図・報告対象設備の各階平面図】（A4版折り・縮小版も可）

※ 換気設備が報告対象となる場合は、ダンパーの場所及び防火区画を赤線等で明示すること。

※ 指摘のあった箇所は、図面上に赤書き等で明示すること。

※ 検査結果表の該当しない検査項目は、検査結果の「指摘なし」欄に「－」を記入してください。